

従業員数100人超えの企業必見！

法改正により、今年10月より

社会保険の適用範囲が拡大されます。

すなわち、一定の要件を満たす

パート・アルバイトの方を社会保険に加入

させなければなりません。

| | 令和4年10月～ | 令和6年10月～ |
|--------|------------------|----------|
| 従業員数 | 100人超え | 50人超え |
| 所定労働時間 | 週20時間以上 | |
| 賃金 | 月88,000円以上 | |
| 雇用期間 | 2ヵ月超え | |
| 学生 | 対象外（休学中、夜間学生は対象） | |

短時間労働者への社会保険適用拡大



社会保険加入は家族の扶養から外れるということでもあります。
扶養の範囲内で働きたい従業員の把握と対応が必要です。



社会保険の適用拡大が義務になる前に自主的に拡大を実施した
企業には助成金や補助金を活用する余地があります。

疑問点や気になることがあれば、
お気軽にご相談ください。

参加無料

2月18日（金）、24日（木）9:30～16:30
（1社あたり約45分）

場所

庄司事務所（神戸）神戸市中央区中山手通5-1-1
神戸山手大木ビル7F

庄司事務所（姫路）姫路市安田4-36マサミビル3F

